

憩の場等トイレ清掃委託業務仕様書

1. 目的 本施設の機能を適切な状態に保持するため、実施するものである。
2. 業務名 憩の場等トイレ清掃委託業務
3. 業務場所 豊橋市杉山町地内 七股池ほか
4. 業務期間 契約日から令和9年3月31日
5. 施設内容 七股池トイレ（男:小便器2, 和式1、女:和式2、身障者1）
宮前池トイレ（男:和式1、女:和式1）
ホテルの宿（男女兼用:和式1）
6. 業務内容
簡易清掃及びトイレトペーパーの補充とし、以下の事項に留意して業務を行う。
 - ① トイレ施設内のゴミの片付けを行う。
 - ② 便器、床の水洗いをを行う。汚れがひどい場合は洗剤を使用する。
 - ③ 壁、窓、天井等の汚れがひどい場合は清掃する。
 - ④ トイレトペーパーは、豊橋市より支給し、それを補充するものとする。

－宮前池注意事項－

 - ・ 便器の清掃は、ロータンクの水を流しながら行なうこと。汚れがひどい場合のみ中性洗剤を使用する。なお、**中性洗剤以外の使用はバクテリアを死滅させるので、絶対に使用しないこと。**
 - ・ 床の清掃は水洗いは行わないこと。水が完全に切れていない場合、マット下の鉄板を腐食させ床が抜ける恐れがあるので、清掃は水拭きとすること。
7. 業務計画
業務日は毎週月曜日を標準として、年間51回の業務を行うものとする。
ただし、4月の業務日については監督員の指定した日に行うこと。
8. 提出書類
 - ・ 着手届
 - ・ 現場責任者届
 - ・ 業務実施報告書及び業務写真（1回/月）
 - ・ 完了届
9. その他
 - ① 業務日は、事前に監督員と協議すること。
 - ② トイレ施設内に大量のゴミが発見された場合、及び施設の破損等が発見された場合は、監督員に連絡すること。
 - ③ 業務内容に疑義が生じた場合は、監督員と協議し、指示を受けること。
 - ④ 業務報告書は清掃前と清掃後の比較の写真とともに翌月の5日（但し、土、日、祝日の場合は翌平日）までに提出すること。